

令和5年度 柳川市 2号・3号認定者の利用料(保育料)案

令和5年4月1日適用

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				利用者負担額(月額)				
国の基準	階層区分	定義		多子計算区分	年齢及び認定区分			
		市町村民税の課税状況等			3歳未満児(3号認定)		3歳以上児(2号認定)	
					保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	1	生活保護世帯			0	0	0	0
第2階層	2	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等		0	0	0	0
			上記以外の世帯		0	0	0	0
第3階層	3	市町村民税所得割課税額0円(均等割のみの世帯)	ひとり親世帯等	第1子	6,000	5,500	0	0
				第2子以降	0	0		
			上記以外の世帯	第1子	12,000	11,000		0
				第2子	6,000	5,500		0
		第3子以降	0	0				
	4	市町村民税所得割課税額48,600円未満	ひとり親世帯等	第1子	7,500	7,000		0
			第2子以降	0	0			
	上記以外の世帯	第1子	15,000	14,000		0		
		第2子	7,500	7,000		0		
		第3子以降	0	0				
第4階層	5	市町村民税所得割課税額48,600円以上57,700円未満	ひとり親世帯等	第1子	9,000	9,000		0
				第2子以降	0	0		
			上記以外の世帯	第1子	19,600	18,600		0
				第2子	9,800	9,300		0
		第3子以降	0	0				
	6	市町村民税所得割課税額57,700円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	第1子	9,000	9,000		0
				第2子以降	0	0		
	上記以外の世帯	第1子	22,000	21,000		0		
		第2子	11,000	10,500		(副食費徴収対象)		
		第3子以降	0	0				
7	市町村民税所得割課税額77,101円以上97,000円未満		第1子	24,000	23,000		0	
			第2子	12,000	11,500		(副食費徴収対象)	
			第3子以降	0	0			
第5階層	8	市町村民税所得割課税額97,000円以上132,000円未満		第1子	31,000	30,000		0
				第2子	15,500	15,000		(副食費徴収対象)
				第3子以降	0	0		
9	市町村民税所得割課税額132,000円以上169,000円未満		第1子	35,500	34,500		0	
			第2子	17,750	17,250		(副食費徴収対象)	
			第3子以降	0	0			
第6階層	10	市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満		第1子	44,000	43,000		0
				第2子	22,000	21,500		(副食費徴収対象)
				第3子以降	0	0		
第7・第8階層	11	市町村民税所得割課税額301,000円以上		第1子	48,000	47,000		0
				第2子	24,000	23,500		(副食費徴収対象)
				第3子以降	0	0		

※ 税額の計算には配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除などは適用しません。

※ 同一世帯から二人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、届出保育施設(認可外保育施設)、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合の第2子は半額、第3子以降の保育料は無料になります。

また、市町村民税所得割課税額57,700円未満である世帯の場合は、多子計算に係る年齢上限(年長を上限)を撤廃し、未就園児も多子計算に含みます。

※ 年度の途中で3号認定から2号認定に変更になった場合でも、令和5年度の保育料は3号認定になります。

※ 8月までの保育料は令和4年度市民税額、9月以降の保育料は令和5年度市民税額により決定されます。

※ この保育料のほか、施設によって給食代(年少クラス以上)、教材代、行事代などの実費徴収が必要となる場合があります。